

とんだばやし

かかし



5月号(No. 152)

発 行

富田林市農業委員会

〒584-8511 富田林市常盤町1番1号

電話 0721-25-1000(代表)

[季刊1. 5. 9月]



府営土地改良事業（農村総合整備事業伏見堂地区）

もくじ

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| ▶ 営農計画書の提出 …………… 2 | ▶ 農地法等による各種申請 …………… 4 |
| ▶ 生産緑地地区の指定受付 …………… 3 | ▶ 農業者年金 …………… 4 |
| ▶ 農業振興地域整備計画の見直し …… 4 | |

今年度の「水稲生産実施計画兼経営所得安定対策等の交付金に係る営農計画書(兼確認野帳)兼水稲共済加入申込書兼変更申出書」の提出は5月10日までです。

営農計画書の提出はお済みですか

水田活用の直接支払交付金

「経営所得安定対策」では、担い手農業者の農業経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金と、農業経営のセーフティネットとして、当年産の収入が減少した場合に、その減少額を補てんする交付金を措置しています。

また、麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化や水田の畑地化を推進する水田活用の直接支払交付金を措置しています。

以下、対象となる主な交付金の内容です。

・対象者
経営所得安定対策に加え、水田で出荷・販売を目的として対象作物を生産する農業者の方

・交付申請書の提出期限

令和5年6月9日(金)
午後5時30分まで

★営農計画書と交付申請書、証拠書類等の名義が異なると交付されません。

★大阪エコ農産物・なごの伝統野菜については、当該作物が府(市)の認証を受けていることが必要です。

★野菜・果樹・花き等の作物は、販売伝票等の書類の提出が必要です。

★担い手加算を受けるためには10月1日現在で認定を受けており、かつ市町村等が実施する経営内容に関する自己点検シートを提出された方が対象です。

★主食用米を作付けしている水田の裏作には、麦・大豆等の戦略作物を除き交付されません。(水稲の裏作野菜は不可)

水田活用の直接支払交付金 産地交付金の概要について

対象作物	要件等	交付単価 (10aあたり)
① 地産地消作物 (なにわ特産品を含む)	令和5年度中に、出荷・販売していること (戦略作物※1、たけのこ、そば、②、③、④の対象作物を除く)	5,000円
② 有機農業 (有機JAS認定、大阪エコ農産物不認証)	有機JAS認定もしくは大阪エコ農産物不認証(※チッソ不使用除く)を受けた農産物に対する助成	50,000円
③ 大阪エコ農産物 (不認証以外)	大阪エコ農産物認証(不認証以外)を受けた作物に助成	20,000円
なにわの伝統野菜	なにわの伝統野菜認証を受けた野菜に対する助成	

④	地域振興作物	地域水田収益力強化ビジョンにおいて地域の振興作物に定められた品目(5品目以内)に助成	13,000円
⑤	担い手の育成	10月1日現在で、認定されている認定農業者等※3が作付けする①～④または⑥の作物に加算(※別途要件があります)	10,000円
⑥	エコ大豆・ エコ新規需要米等加算 ※2	戦略作物の助成を受けたエコ大豆及びエコ新規需要米(米粉用米・WCS・飼料用米等)、エコ加工用米に加算	13,000円
⑦	施設園芸加算	高収益作物の収量・品質の安定及び収益力向上につながる施設栽培をする②、③、④の作物に加算	12,000円

※1 戦略作物：麦、大豆、飼料作物、飼料用米、米粉用米、WCS用稲、加工用米
 ※2 新規需要米・加工用米に取り組む場合は国の認定を受ける必要があります。
 ※3 認定農業者(国版・大阪版)、認定新規就農者及び集落営農組織。

●追加配分や申請状況等によって、交付単価が変わる可能性があります。

●お問い合わせ先
 農とみどり推進課
 (内線445)

●補助金等の交付をよそおった「振り込め詐欺」にご注意ください
 各種補助金等の支払いが始まっていますが、近年の社会情勢において、「振り込め詐欺」や「個人情報詐取」等悪質な犯罪が多発していることから、補助金等の交付をよそおい、受給予定者の情報等をだまし取るといった

犯罪行為の発生が懸念されます。
 こうした被害に遭われないよう、次の①②に注意くださいますようお願いいたします。

①農林水産省、地方農政局等、都道府県、市町村、農協、関係機関などがATM(農協、銀行などの現金自動預払機)の操作をお願いすることや皆様のご自宅に伺い、通帳や印鑑、クレジットカード等の提示をお願いすることは絶対ではありません。

②交付金の支払いのため、皆様へ手数料等を請求することは絶対ありません。

・対応例
 ①②の例のように、農林水産省職員等を名乗る者から電話があり、不審な点がありましたら、相手の所属・氏名・電話番号をご確認の上、富田林市役所まで連絡し、確認するなど対応してください。

生産緑地地区の 指定受付について

本市では、市街化区域内農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図ることを目的に、生産緑地地区の追加指定を行います。生産緑地地区に指定されると、固定資産税及び相続税の税制優遇を受けることができます。

●受付期間

令和5年5月1日(月)～
 令和5年6月30日(金)

●場所

都市計画課(内線453)

※生産緑地とは、市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している300㎡以上の一団の農地です。

※希望される人は、事前に土地の位置、地番、面積などを確認の上、早めにご相談ください。

令和5年度に農業振興地域整備計画の見直しを行います

本市では、国の農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画（農振計画）を策定しています。

この計画は、農業の健全な発展、優良な農地の保全や管理を含めた農地の効率的な利用を図るために定められた計画となります。

現在の農振計画が見直し時期を迎えるため、令和5年度末までの完了を目標に、全体見直しを行います。

●全体見直しの主な内容
①今後、農業振興を図る上で、農用地区域に含めるべき農地の編入

②農用施設用地に使用するための農用地の用途変更

③農業以外の用途に利用するための農用地区域からの除外
右記①～③の内容を踏まえ、農用地利用計画の作成を行います。

●農用地区域の除外等の申し出の受付停止について
農用地に指定されている区域は、指定された用途（農地）としての利用となりません。ただし、一定の要件を全て満たすことにより、農用地区域の変更の申し出を認定し、他の用途で利用することが可能です。

しかし、農振計画全体見直しの期間中について、関係機関との調整や意見聴取等のため、個別の除外申し出受付を停止します。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いします。

●個別の見直しを中止する期間
令和5年4月3日（月）～全体見直しが完了する日

●お問い合わせ先
農とみどり推進課
（内線446、443）

農地法等による各種申請のお願い

市街化調整区域内の農地を転用するときは、農地法の許可が必要です。

農地の転用とは、農地を農地以外の目的に使用することをいいます。

農地法では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、周辺農地への影響等がない場合に限り、転用を許可しています。

●農用地は原則転用できません
農業振興地域の整備に関する法律に基づき富田林市が策定している農業振興地域整備計画では、農業上の利用を確保すべき土地として、農用地区域が設定されています。

農用地区域内にある農地の転用は、公共事業に伴う転用等を除き、原則認められません。

農業者年金に加入しませんか

将来の安定的な社会保障のために、特に女性や若い農業者（20歳～39歳の基幹的農業従事者）の加入を進めています。

「しっかりと積み立て、安心で豊かな老後を」

6つのポイント

- 1、いつでも脱退・加入できる
- 2、保険料をいつでも変更できる
- 3、積立方式だから払った分を受け取れる
- 4、全額社会保険料控除の対象で節税効果大
- 5、80歳前に亡くなっても、遺族に死亡一時金
- 6、認定農業者などの担い手には、保険料の補助

全国農業新聞

見やすく！分かりやすく！充実した農業・農村の情報を届けます

- ◆発行日／毎週金曜日
- ◆購読料／月額700円（税・送料込）
- ◆申込先／農業委員会事務局

日本農業新聞

儲かる、役立つ、面白い！実利実益につながる情報を届けます

- ◆発行日／毎日発行（新聞休刊日を除く）
- ◆購読料／月額2,623円（税込）
- ◆申込先／日本農業新聞（0120-101630）